

四国地方整備局インフラDX推進本部会議 規約

(目的)

第1条 本会議は、四国地域において、地域住民のニーズを基にデータとデジタル技術を活用し、社会資本整備や公共サービスの改革を推進すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や四国地方整備局の文化・風土や働き方を改革し、建設業の生産性の向上を図ると共に、インフラへの住民理解を促進し安全・安心で豊かな生活を実現するため、各部局が横断的に連携してインフラ分野のDXを推進することを目的とする。

(運営事項)

第2条 会議の運営事項は次のとおりとする。

1. 四国地方整備局におけるインフラ分野のDXの推進方針に関する事項
2. 四国地方整備局における i-Construction の推進方針に関する事項
3. その他会議の目的に即した事項に関する事項

(組織の構成)

第3条 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもってあてる。
- 3 本部長は、会議の事務を統括する。
- 4 副本部長は、次長、次長（兼総務部長）をもってあてる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 本部員は、別表のとおりとする。
- 7 会議を円滑に運営するために、会議の下部組織として幹事会及び部会を置く。

(会議の招集)

第4条 会議は本部長が必要と認めるときに開催するものとし、本部長がこれを招集する。また、本部長は必要に応じて本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会及び運営)

第5条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、企画部長をもってあてる。
- 3 副幹事長は、企画調査官をもってあてる。
- 4 幹事は、別表のとおりとする。なお、幹事長は、必要に応じて幹事以外の者を出席させることができる。
- 5 幹事会は、会議に付議すべき事項について原案を作成するものとする。

(部会)

第6条 部会は、インフラ分野のDXの推進方針等に基づき、専門事項の検討や実装

等を実施するものとする。

2 部会には、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 会議及び幹事会の事務局は、企画部企画課、技術管理課、施工企画課及び情報通信技術課が担当する。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については本部長が定める。

(附 則)

この規約は、令和3年8月24日から施行する。

四国地方整備局 i-Construction 推進本部会議規約（平成28年3月14日施行）及び四国地方整備局 i-Construction 推進本部会議幹事会規約（平成28年3月14日施行）は、廃止する。

この規約は、令和7年2月25日から施行する。

(別表)

四国地方整備局インフラDX 推進本部会議	四国地方整備局インフラDX 推進本部会議 幹事会
本部長： 局長 副本部長： 次長 副本部長： 次長（兼総務部長） 本部員： 企画部長 建政部長 河川部長 道路部長 港湾空港部長 営繕部長 用地部長 統括防災官	幹事長： 企画部長 副幹事長： 企画調査官 幹事： 総括調整官（建設） 広報広聴対策官 技術調整管理官 技術開発調整官 建設産業調整官 河川情報管理官 道路情報管理官 事業計画官 官庁施設管理官 用地調査官 総括防災調整官 四国技術事務所長 高松港湾空港 技術調査事務所長